

議案第 1 1 7 号

東京都六市競艇事業組合同規約の変更について

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方公営企業法の財務規定等を適用するとともに、会計管理者を廃止するほか、規定の整備を行うため、提案するものであります。

東京都六市競艇事業組合規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、
東京都六市競艇事業組合規約を次のとおり変更する。

東京都六市競艇事業組合規約の一部を改正する規約

東京都六市競艇事業組合規約（昭和４１年４月７日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

第３条中「行なう」を「行う」に改める。

第４条及び第５条第１項中「おく」を「置く」に改める。

第８条第１項中「おく」を「置く」に改め、同条第４項中「行なう」を「行う」に改める。

第９条第１項中「おく」を「置く」に改め、同条第２項中「、会計管理者」を削り、「おく」を「置く」に改める。

第１０条第１項中「あてる」を「充てる」に改め、同条第２項中「または」を「又は」に改める。

第１３条の見出し中「補てん」を「補填」に改める。

第１４条を第１５条とし、第１３条の次に次の１条を加える。

（地方公営企業法の財務規定等の適用）

第１４条 地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２条第３項の規定により、組合に同条第２項に規定する財務規定等を適用する。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。ただし、第９条第２項の改正規定（「、会計管理者」を削る部分に限る。）及び第１４条を第１５条とし、第１３条の次に１条を加える改正規定は、平成２９年４月１日から施行する。